

東根市定住促進事業助成金

対象住宅に入居した日から
1年以内に申請が必要です。
忘れずに申請して下さい。

市外から転入した定住世帯へ助成します

定住することを目的に、市内に自ら居住するため住宅を新築または購入し、転入した人に対して助成金を交付します。

【対象住宅】

建築費または購入費が500万円以上の住宅

- ※ 建物の所有が共有名義のときは、他の共有者の持ち分の購入経費を含みます。また土地建物を一体的に購入したときは、その金額となります。
- ※ 中古住宅を購入する場合は、リフォーム費用を含め 500万円以上となります。

【助成対象者】

対象住宅の所有者で、次の全ての要件を満たす転入者が助成対象者となります。

- ① 転入をした日の前日から起算して過去3年において市内に住所を有していない人
- ② 転入をした日から起算して対象住宅に入居をした日までの期間が3年未満の人
- ③ 本人および同居家族全員に市税などの滞納がない人
- ④ 居住地の自治会に加入した人

【申請期限】

対象住宅に入居をした日から1年以内

【助成対象期間】

令和6年3月31日まで

【助成金の額】

助成金の額は**15万円**です。

また次の要件に該当する場合、助成金の額に加算されます。

○子育て加算

助成対象者が**高校生(18歳)以下**の子ども(入居した時点)と同居している場合……………5万円

※3人目以降は、1人増えるごとに10,000円が加算されます。

※令和3年3月31日までに入居した場合は、加算対象は、中学生以下となります。

○地区加算

対象住宅が下記地区にある場合

- ・大富地区、小田島地区……………10万円
- ・東郷地区、高崎地区、長瀬地区……………20万円

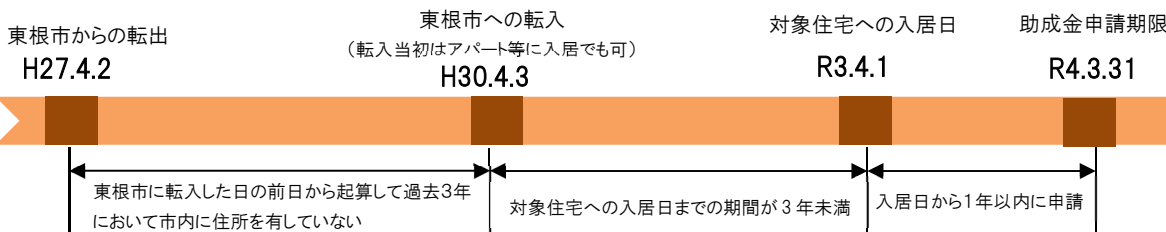
○中古住宅加算

対象住宅が中古住宅(人が住んだことのある住宅)で、下記地区にある場合

- ・東根地区、神町地区……………20万円
- ・東郷地区、高崎地区、大富地区、小田島地区、長瀬地区……………30万円

助成までの一般的なイメージと助成金の額

助成金支給



【例】家族7人(うち高校生以下の子ども3人)で大富地区内の中古住宅を購入し入居した場合

(基本助成 15万円) + (子育て加算 6万円) + (地区加算 10万円) + (中古住宅加算 30万円) = 61万円

◆お申し込み・お問い合わせ 東根市総務部総合政策課地域振興係
TEL : 0237-42-1111 (内線 3120・3121) ・ FAX : 0237-43-2413
E-mail sougou@city.higashine.yamagata.jp

